

推奨販売 比較説明方針

山崎工業株式会社 自動車事業部（車検のコバック柏崎店）

制定日：2025年6月1日 改定日：2026年9月20日 管理責任者：山口幸子

当社が取り扱う複数の損害保険会社の商品について、お客さまの意向に沿った比較・推奨を行うための社内方針です。商品ごとの取扱可否と実際の推奨基準を確認し、責任者が承認した日から運用します。

1 目的と対象

当社は、お客さまが保険商品を適切に選べるよう、意向を把握したうえで、取扱商品の範囲、商品を提示・推奨する理由、比較した事項を正確に説明します。本方針は当社の保険募集人が行う新規契約、更新、補償の見直しに適用します。

2 取扱保険会社と商品の範囲

取扱保険会社は下記の3社です。契約を引き受けられる商品・条件は保険種類、地域、契約形態等によって異なるため、提案時点の各社の取扱状況を確認します。

区分	所属保険会社名	主な取扱保険種類
A社	損害保険ジャパン	自動車・火災
B社	あいおいニッセイ同和損害保険	自動車
C社	東京海上日動	自動車

3 お客さまの意向に基づく選定

- ① 希望する補償、対象、保険期間、保険料の予算、重視する事項を確認し、記録します。更新時は現在の補償と意向の変化も確認します。
- ② 意向に合致し、当社で募集できる商品を検討します。補償範囲、保険金額、免責金額、特約、保険料、事故対応等、選択に関係する事項を必要に応じて比較します。比較条件が異なるときは、その違いを明示します。
- ③ お客さまの意向に沿って候補を絞り込む場合は、比較可能な同種の商品の概要と、その商品を勧める理由を説明します。特定の商品が意向に適合しない場合は、その理由を説明します。

4 代理店側の理由で推奨する場合

商品特性・保険料等の客観的な比較によらず、当社の事務体制や取扱方針等を理由に候補を絞る場合は、その実際の基準と理由をお客さまに説明し、記録します。代理店側の理由をお客さまの意向に基づく理由であるかのように説明しません。手数料、販売目標、保険会社からの便宜供与を優先して選定しません。

5 比較説明の方法

複数商品の比較を行う場合、比較対象・比較条件・比較事項を明らかにします。一部の補償や保険料だけを抜き出して優劣を断定せず、主な相違点や注意点を説明します。見積書・パンフレット等は提案時点の最新版を用い、商品内容の詳細は重要事項説明書等で確認します。

6 お客さまによる選択と記録

他社商品を希望された場合は取扱可否と適合性を確認して対応します。申込前に最終意向と申込内容を照合します。意向、提示した候補、比較事項、推奨理由、お客さまの選択、交付した資料を、顧客対応記録や募集システム等に残します。保存は当社の関連規程・所属保険会社のルールに従います。

7 管理と見直し

保険部門責任者は、募集記録を定期的に確認し、方針との相違があれば指導・是正します。募集人への教育内容と受講者を記録し、商品改定、法令改正、所属保険会社の指導内容を踏まえ、本方針と比較表を見直します。

別紙 募集時の説明と点検

募集人は案件ごとに次の事項を確認し、実際の顧客対応記録と照合してください。

段階	確認事項	残す資料の例
意向把握	補償・保険料・優先事項・現契約の課題	意向把握記録、更新時の確認記録
候補選定	対象商品と除外理由、比較条件の一致	商品一覧、見積書、比較表
説明	比較事項、推奨理由、代理店側理由の有無	説明記録、交付資料
申込前	最終意向と申込内容、重要事項	意向確認書面、申込データ
管理	方針の周知、募集記録の点検と是正	研修資料、出席記録、点検記録

お客さまへの説明例

「当店では複数の保険会社の商品を扱っています。お伺いしたご希望に合う商品を確認し、補償内容や保険料などの違いと、この商品をお勧めする理由をご説明します。比較をご希望の場合は、取扱可能な商品の範囲と比較条件もお伝えします。」

運用開始前の確認欄

- ☒ 所属保険会社 3 社の正式名称と取扱保険種類を記入した
- ☒ 実際の商品選定基準と募集フローが本方針に一致している
- ☒ 募集人に周知し、研修・会議の記録を残した
- ☒ 既存の意向把握規程、便宜供与管理規程、各社募集ルールと整合を確認した

承認者：山崎健太 承認日：2026年9月21日

参考と今後の見直し

金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」II-4-2-9（5）、金融庁「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等及び監督指針等の一部改正案に対するパブリックコメントの結果等」（2026年8月28日）。比較推奨販売の改正規定は2028年3月1日施行・適用予定のため、施行前に所属保険会社の案内に従い本方針を再点検する。